

日出谷地区公共施設等整備事業
実 施 方 針

桶 川 市

令和8年7月

《目 次》

第1 事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
1. 選定事業者の募集及び選定方法.....	9
2. 選定事業者の募集及び選定の手順.....	9
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
1. 基本的考え方.....	16
2. 予想されるリスクと責任分担.....	16
3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	16
第4 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	17
1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	17
2. 管轄裁判所の指定.....	17
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合....	18
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	18
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合.....	18
4. その他.....	18
第6 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
1. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
2. その他の支援.....	19
第7 その他事業の実施に関し必要な事項.....	20
1. 議会の議決.....	20
2. 応募に伴う費用負担.....	20
3. 担当窓口.....	20

別紙－1 本事業の事業スキーム

別紙－2 リスク分担案

様式－1 直接対話1回目参加申込書

様式－2 実施方針等に関する意見・質問書

桶川市（以下、「市」という。）は、日出谷地区公共施設等整備事業（以下、「本事業」という。）の実施を予定している。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定等に関し定めるものである。

第1 事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

日出谷地区公共施設等整備事業

(2) 事業対象地の概要

所在地：桶川市上日出谷南3-4-2 他

敷地面積：約 8,500 m²

※詳細は、別添の「日出谷地区公共施設等整備事業 要求水準書（案）」（以下、「要求水準書（案）」という。）参照

(3) 公共施設の管理者等

桶川市長 小野 克典

(4) 事業目的

市のまちづくりの指針となる第六次総合計画（令和5年3月策定）では、土地利用の基本方針のひとつに「歩いて暮らせるまちづくり」を掲げ、日常の生活圏域毎に生活機能を集約する拠点を配置することとしている。

同計画において、事業対象地を日出谷地区におけるコミュニティ拠点として位置付けていることから、地域の交流や活動、生涯学習、子育て支援などの役割を担う複合施設を整備する。

(5) 事業の対象となる公共施設の名称及び位置づけ

① 名称

(仮称) 日出谷地区公共施設

② 施設の位置づけ

市は、上記の公共施設を「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条に定める公の施設として位置付ける。

(6) 事業概要

① 総則

ア 公共施設等の機能構成

公共施設等の機能構成は下記のとおりである。

a. 公共施設

- ・ 地域交流・生涯学習機能
- ・ 子育て支援機能
- ・ 駐車場
- ・ 外構(駐輪場、緑地、通路等)

b. 民間施設

- ・ 民間機能
- ・ 駐車場
- ・ 外構(駐輪場、緑地、通路等)

民間施設の導入については実施方針等公表後の直接対話で確認を行い、対話結果を踏まえた事業条件(駐車場、外構)を募集要項等公表時に示す。

② 事業の内容

市は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。

なお、公共施設は、公の施設であることから、地方自治法第 244 条の 2 の規定により後日定める条例に基づき、選定事業者は指定管理者として、維持管理及び運営業務を実施する(子ども発達相談支援センターの運営業務を除く)。

③ 選定事業者の業務範囲

本事業は、公共施設の設計、建設（解体業務含む）及び開館準備を行い、維持管理、運営業務（付随する業務を含む）を実施することを業務の範囲とする。

選定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、市と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については、要求水準書（案）に示すとおりである。

ア 公共施設の設計・工事監理業務

- a. 設計業務
- b. 工事監理業務

イ 公共施設の建設業務

- a. 建設業務

ウ 現施設（旧分庁舎、旧西部区画整理推進事務所）の解体設計・工事監理業務

- a. 解体設計業務
- b. 解体工事監理業務

エ 現施設（旧分庁舎、旧西部区画整理推進事務所）の解体工事業務

- a. 解体工事業務

オ 公共施設の維持管理業務

- a. 保守・点検業務
- b. 修繕・更新業務
- c. 備品等管理業務
- d. 清掃業務
- e. 警備業務
- f. 植栽管理業務

カ 公共施設の運営業務

- a. コミュニティセンター運営業務
- b. 児童館運営業務

※ 子ども発達相談支援センターは市の直営とする。

- c. 事業実施業務
 - ・ 主催事業
 - ・ 自主事業（独立採算事業）

※ 上記 c. の運営に関する市と選定事業者の役割分担の詳細については、別添の「要求水準書（案）」に示すとおりである。

キ 維持管理・運営に付随する業務

- a. 開館準備業務
- b. 日常管理業務
- c. その他の管理業務

ク 民間施設整備事業

民間施設整備事業実施企業は、本事業の目的及び趣旨を踏まえ、公共施設との一体的な土地利用による各機能の相乗的効果や、民間施設整備事業の事業リスクが本事業の実施に影響を及ぼさないように配慮し、自らの提案で自らの費用と責任において以下の民間施設整備事業を実施するものとする。

- a. 市の基本的な考え方

民間施設整備事業は、「定期借地権方式」とする。

- b. 市が期待する民間施設

市は、民間施設について、「日出谷地区の公共施設等の整備に関する市民アンケート（令和5年実施）」の回答を踏まえ、飲食機能や生涯学習機能、医療機能など公共施設との相乗効果が期待でき、市民生活の利便性向上に資する民間施設の誘導を期待する。なお、青少年の健全育成に影響を及ぼすおそれのある民間施設については、提案を認めない。

④ 公共施設の運營業務における公・民役割分担の考え方

本事業は、公の施設として、公共性・公益性を十分確保した上で民間のノウハウを最大限活かすことを基本とし、以下の事項を基本方針として運營業務を実施する。

- ・ 選定事業者は、令和8年12月下旬に公表予定の募集要項等によって示される内容に基づき、本事業に関する提案を行い、令和9年8月に締結予定の本事業に係る基本契約（以下、「基本契約」という。）で締結された内容で各業務を実施する。
- ・ 選定事業者は、開館3ヶ月前までに公共施設に関する使用規則(案)を作成し、市の確認を受けてこれを定める。
- ・ 各種サービスの企画にあたっては、選定事業者の有する新しい発想、企画力、技術力、情報と併せて市民のニーズを的確に捉えた企画を立案する。
- ・ 選定事業者は、自らが提供するサービスが本書及び各種契約書に規定する内容に即しているか、あるいは市民ニーズを的確に反映しているかを常にセルフモニタリングし、選定事業者の有する効率的サービス提供能力を最大限に活かし、質の高いサービス提供を目指す。
- ・ 市は、選定事業者の企画・提供するサービスが本書及び各種契約書に規定する内容に即しているか、あるいは市民ニーズを的確に反映しているかをモニタリングし、

また、市の政策との整合に配慮しつつ選定事業者に対して最大限協力、助言、情報提供を行う。

⑤ 事業期間

本事業の事業期間は市が選定事業者と締結する事業契約の締結日から以下に示す期間とする。

- a. 公共施設の設計、建設期間（解体、什器備品の設置を含む）は、令和 13 年 3 月 31 日までとする。
- b. 公共施設の維持管理・運営期間は、開館準備期間を令和 13 年 4 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。開館後の維持管理・運営期間は令和 13 年 7 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までとする。なお、維持管理・運営期間の開始日と終了日については市と選定事業者の協議により決定する。
- c. 民間施設整備事業（定期借地権方式による提案）の事業期間は、民間施設の建設工事着手日（提案による。）から 15 年以上 30 年以下とする。
- d. 民間施設の供用開始時期は令和 13 年 7 月 1 日からとする。

⑥ 事業手法

公共施設は、選定事業者が公共施設の設計・建設（解体業務含む）・維持管理及び運営業務（付随する業務を含む）を一括して行い、公共施設の所有、資金調達に関しては市が行う DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

また、選定事業者は、事業目的に沿った民間事業を、「定期借地権方式」により事業対象地の一部を活用し民間施設整備事業として行うことができる。

⑦ 契約の形態

本事業は DBO（Design Build Operate）方式により実施するが、本事業への活用を想定している交付金の交付スケジュールの関係上、設計・建設業務（解体業務含む）は設計施工一括契約ではなく、業務ごとに契約を締結する（本事業の事業スキームは、別紙 - 1 を参照のこと。）。

なお、各契約の内容については以下に示すとおりである（基本契約、設計・工事監理業務委託契約、建設工事請負契約、解体設計・工事監理業務委託契約、解体工事請負契約、指定管理者基本協定、定期借地権設定契約の 7 つの契約を総称して「事業契約」という。）。

名称	内容
基本協定	優先交渉権者として決定後に、「設計・工事監理業務委託契約」、「建設工事請負契約」、「解体設計・工事監理業務委託契約」、「解体工事請負契約」、「指定管理者基本協定」、「定期借地権設定契約」の各契約締結に向けた努力義務等について規定し、選定事業者と締結する。
基本契約	本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項として、各

	契約書で使用される用語の定義、役割分担、契約締結の時期等について規定し、選定事業者と締結する。
設計・工事監理業務委託契約	基本契約に基づき、選定事業者のうち公共施設の設計・工事監理業務を担当する者（以下、「設計企業」という。）と締結する。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、選定事業者のうち公共施設の建設業務を担当する者（以下、「建設企業」という。）と締結する。
解体設計・工事監理業務委託契約	基本契約に基づき、選定事業者のうち現施設の解体設計・工事監理業務を担当する者（以下、「解体設計企業」という。）と締結する。
解体工事請負契約	基本契約に基づき、選定事業者のうち現施設の解体工事業務を担当する者（以下、「解体工事企業」という。）と締結する。
指定管理者基本協定	基本契約に基づき、選定事業者のうち、公共施設の維持管理業務（付随する業務を含む）を担当する者（以下、「維持管理企業」という。）及び公共施設の運営業務（付随する業務を含む）を担当する者（以下、「運営企業」という。）と締結する。
定期借地権設定契約	基本契約に基づき、選定事業者のうち、民間施設整備事業実施企業と締結する。

(7) 選定事業者の収入

① 市が支払うサービス対価

市は、選定事業者が実施する各業務（設計・工事監理業務、建設業務、解体設計・工事監理業務、解体工事業務、維持管理業務、運営業務、維持管理運営に付随する業務）について、契約においてあらかじめ定めた各業務のサービス対価を選定事業者に支払う。

なお、サービス対価の支払い方法の詳細については、募集要項等で提示する。

② 施設及び設備の利用料収入

本事業では、施設及び設備の利用料金は指定管理者（選定事業者）の収入とすること（利用料金制）を想定している。

利用料金は、市が公共施設に関する設置管理条例及び施行規則で定める利用料金額を上限として、市の承認を得て指定管理者（選定事業者）が利用料金を定めることを想定している。

③ 主催事業からの収入

公共施設の設置目的及び方針に基づき選定事業者が企画立案し、市の承認を得て実施する主催事業によって得られる収入は、指定管理者（選定事業者）の収入とする。

④ 自主事業からの収入

選定事業者の独自提案に基づき、市の承認を得て実施する自主事業によって得られる収入は、選定事業者の収入とする。

⑤ 民間施設整備事業に係る収入

民間施設整備事業によって得られる収入は、選定事業者の収入とする。

(8) 選定事業者の負担

① 土地の貸付料

選定事業者は、自らが提案した民間施設整備事業に係る土地の貸付料を土地の賃貸借期間中、市へ支払う。

※民間施設整備事業において選定事業者が市に支払う地代については、3年ごとの改定を行う。詳細は、募集要項等公表時に示す。

② 民間施設整備事業に係る費用

選定事業者は、自らの提案で行う民間施設整備事業を自らの費用と責任において実施する。

(9) 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 事業契約の締結 | 令和 9 年 8 月 |
| ② 設計・建設（解体含む）期間 | 令和 9 年 9 月～令和 13 年 3 月 |
| ③ 開館 | 令和 13 年 7 月 |
| ④ 維持管理・運営期間 | |

開館準備期間	令和 13 年 4 月～令和 13 年 6 月
--------	-------------------------

開館後の維持管理・運営期間	令和 13 年 7 月～令和 28 年 3 月
---------------	-------------------------

※ 公共施設の建築基準法第 7 条に定める完了検査は、令和 13 年 3 月末日までに済ませ、市に報告を行うこと。

※ 維持管理・運営期間の開始日と終了日については市と選定事業者の協議により決定する。

(10) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

(11) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、公共施設等を募集要項等に応ずる良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。

第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項

1. 選定事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、公募型プロポーザル方式によって選定事業者を選定する。審査は、資格審査、内容審査及び価格審査等を総合的に行う。

2. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定のスケジュールは下記のとおりである。

① 実施方針等の公表	令和8年7月27日
② 直接対話1回目の実施	令和8年8月17日～19日
③ 実施方針等に関する質問・意見の締切	令和8年8月24日
④ 実施方針等に関する質問・意見の回答	令和8年9月18日
⑤ 募集要項等の公表	令和8年12月下旬
⑥ 直接対話2回目の実施	令和9年1月
⑦ 募集要項等に関する質問の締切	令和9年1月
⑧ 募集要項等に関する質問の回答	令和9年2月
⑨ 企画提案書受付	令和9年5月中旬
⑩ 優先交渉権者の選定、公表	令和9年7月
⑪ 基本協定・基本契約の締結	令和9年8月
⑫ 設計・工事監理業務委託契約の締結	令和9年8月
⑬ 解体設計・工事監理業務委託契約の締結	令和9年8月
⑭ 解体工事請負契約の締結	令和10年4月
⑮ 建設工事請負契約の締結	令和11年3月
⑯ 指定管理者基本協定の締結	令和12年12月

(2) 選定事業者の募集手続等

① 直接対話 1 回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、市と民間事業者との直接対話を実施する。

日時	令和 8 年 8 月 17 日（月）～19 日（水） 9 時 30 分～17 時 15 分 直接対話 1 回目への参加申込者に対して、別途、市から開催案内（開催時間、対話時の市からの質問事項 等）を通知する。 ※ 1 者あたり、1 時間程度を予定
会場	桶川市役所 会議室（予定）
参加申込期限	令和 8 年 8 月 3 日（月） 12 時まで
参加申込方法	直接対話 1 回目参加申込書（様式－1）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「日出谷地区公共施設等整備事業 直接対話 1 回目申込●」（●は提出企業名）とする。 参加人数は、1 者 3 名までとする。なお、グループで参加する場合は 1 グループ 8 名までとする。 【担当窓口】 桶川市 秘書企画部 企画調整課 企画・統計係 メールアドレス：kikaku@city.okegawa.lg.jp
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が必要と認めた場合、募集要項公表時の資料に反映する場合がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。 事業対象地の見学を希望する者は、同電子メールにその旨を記載すること。個別の日程調整を経て、見学を受け入れる。

② 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和 8 年 8 月 24 日（月） 17 時 15 分まで
質問・意見回答	令和 8 年 9 月 18 日（金） 17 時 15 分まで 市のホームページにて公表する。
提出方法	実施方針等に関する意見・質問書（様式－2）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「日出谷地区公共施設等整備事業 質問書●」（●は提出企業名）とする。 【担当窓口】 桶川市 秘書企画部 企画調整課 企画・統計係 メールアドレス：kikaku@city.okegawa.lg.jp
留意事項	質問を提出した企業名は公表しない。また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

③ 募集要項等の公表

実施方針に関する質問等を踏まえ、令和 8 年 12 月下旬を目途に募集要項及び付属資料（要求水準書、審査基準書、事業契約書案等）を公表する。

④ 募集に関する資料の公表方法

募集手続に関するスケジュールについては、適宜、市のホームページにより公表する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

① 用語の定義

代表企業及び構成企業の定義及び留意点は、次のとおりとする。

【用語の定義】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続きを行う企業。
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業。
協力企業	—（想定していない。）

【留意点】

ア 代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。

イ 代表企業及び構成企業が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害は当該企業がこれを負担すること。

② 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業で構成するものとし、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、募集要項公表時に提示するものとする。

- a. 設計企業
- b. 建設企業
- c. 解体設計企業
- d. 解体工事企業
- e. 維持管理企業
- f. 運営企業
- g. 民間施設整備事業実施企業

イ 応募者は、応募にあたり、代表企業及び構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が建設業務と工事監理業務、解体工事業務と解体工事監理業務を実施することはできないものとする。

ウ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。

エ 応募者は、他の応募者の代表企業及び構成企業になることはできない。

オ 応募者は、地元経済への配慮に努めるものとして、構成企業には、可能な限り桶川市内に本店または受任先の支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、工事開始から運營業務期間終了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、本事業を実施するものとする。

③ 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、桶川市から再認定を受けている者を除く。）
- c. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- d. 国税、地方税等を滞納している者でないこと。
- e. 桶川市暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

イ 設計・工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 令和 9・10 年度 桶川市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録があること。
- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設（新築に限る。）の実施設計業務を元請として履行した実績があること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 令和 9・10 年度 桶川市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があるこ

と。

- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 建設業法第 3 条第 1 項に基づく建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けた者のうち、経営事項審査評価点数（建築一式工事）1,000 点以上で登録されている者であること。
- d. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設（新築に限る。）の建築一式工事を元請として施工した実績があること。
なお、共同企業体での施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。
- e. 建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が上記の c. d. の要件を満たすこと。

エ 解体設計・工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 令和 9・10 年度 桶川市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録があること。
- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 解体工事業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 令和 9・10 年度 桶川市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があること。
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設もしくは民間施設の解体業務を元請として履行した実績を有すること。
なお、共同企業体での解体実績の場合は、代表者として解体した実績を有する者であること。
- d. 解体業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が上記の c. の要件を満たすこと。

カ 維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 維持管理業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、要求水準書（案）で示す。）

- b. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に 1 年以上従事した業務において、公共施設の維持管理業務を履行した実績があること。ただし、1 年以上従事していれば当該業務の完了または未了は問わない。

キ 運営業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 運営業務を行うにあたって必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、要求水準書（案）で示す。）
- b. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に 1 年以上従事した業務において、地域交流・生涯学習機能を有する公共施設及び子育て支援機能を有する公共施設の運営業務を履行した実績を有する者であること。ただし、1 年以上従事していれば当該業務の完了または未了は問わない。なお、運営業務を複数企業で行う場合は、全体で両方の実績を有していること。

ク 民間施設整備事業実施企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 民間施設整備事業に係る提案内容と同等又は類似の業務に係る実績を有していること。複数の民間施設整備事業実施企業で業務を分担する場合、各々の民間施設整備事業実施企業が担当する業務について、当該要件を満たしていること。

※なお、上記イ～オの各業務を担う企業の要件として、埼玉県では、令和 9・10 年度の競争入札参加資格名簿への登録を、令和 8 年 8 月頃に開始する予定である。

④ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、企画提案書の提出期限の最終日とする。

(4) 審査及び選定に関する事項

審査及び選定にあたっては、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

① 事業者選定委員会の設置

市は学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置し、あらかじめ定めた審査基準に基づいて企画提案書の審査を行い、選定事業者を選定する。

② 事業者選定委員会の審査事項

審査は、企画提案書を対象に、提案価格（公共施設等整備・維持管理・運営に要する費用）のほか、市が提供を受けるサービスの内容及びその他の事項について総合的に評価を行う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として別紙-2に定めるとおりとし、具体的な事項については、募集要項及び事業契約において定めることとする。

3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が実施する設計、建設（解体業務を含む）、維持管理及び運営業務（付随する業務を含む）について、監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、選定事業者の提供する公共施設の維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合には、市は改善策の提出、実施を求めることができるものとし、改善されるまでの期間、サービスに対する支払の減額等を行う場合がある。

第4 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、公共施設等の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 選定事業者の提供するサービスが、事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合、市は事業契約を解約することができる。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) (1)又は(2)の規定により市が事業契約を解約した場合、選定事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解約することができる。
- (2) (1)により選定事業者が事業契約を解約した場合、市は、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び選定事業者は、事業契約を解約することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第6 財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 財政上の措置に関する事項

選定事業者は、本事業の実施にあたり、市が国や県から交付金等の交付を受けることとなった際には、必要に応じて協力を行う。

2. その他の支援

市は、選定事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定を行う。また、建設工事請負契約及び指定管理者の指定に関する議会議決を予定している。

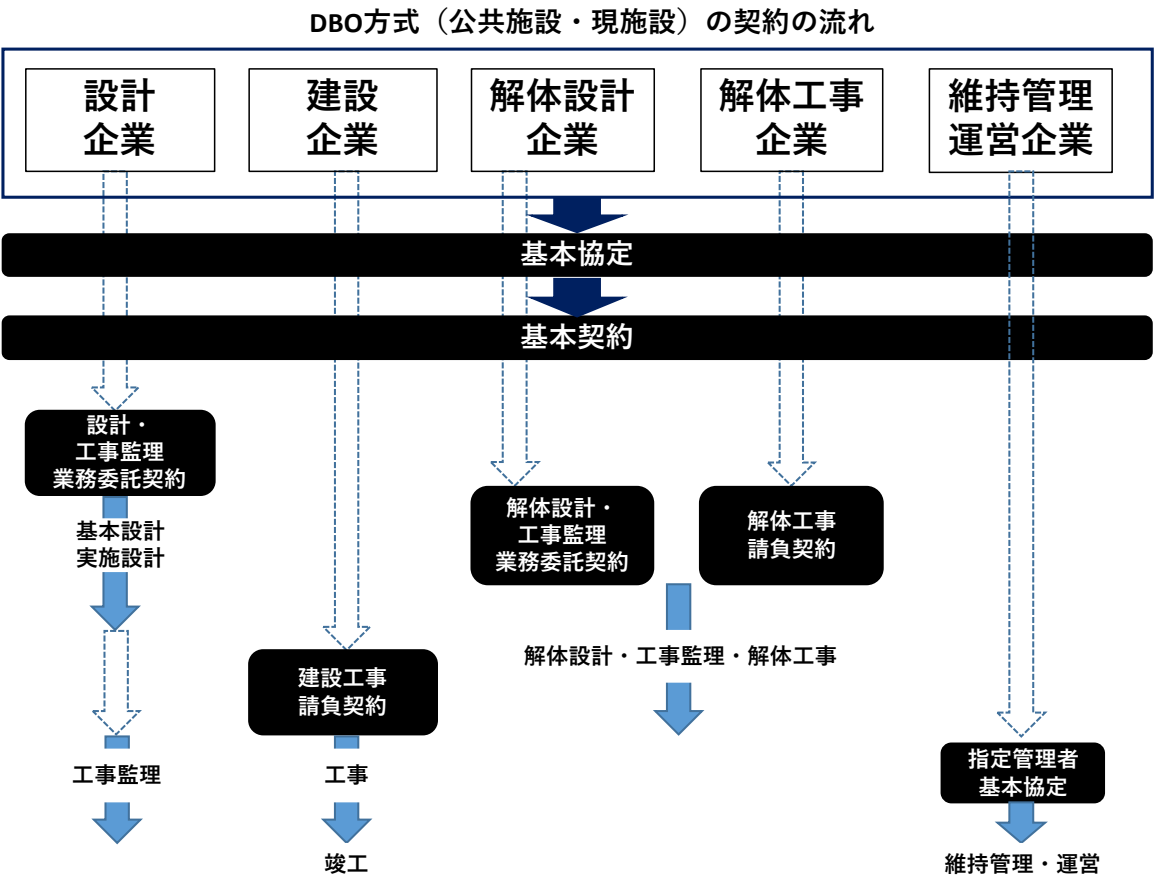
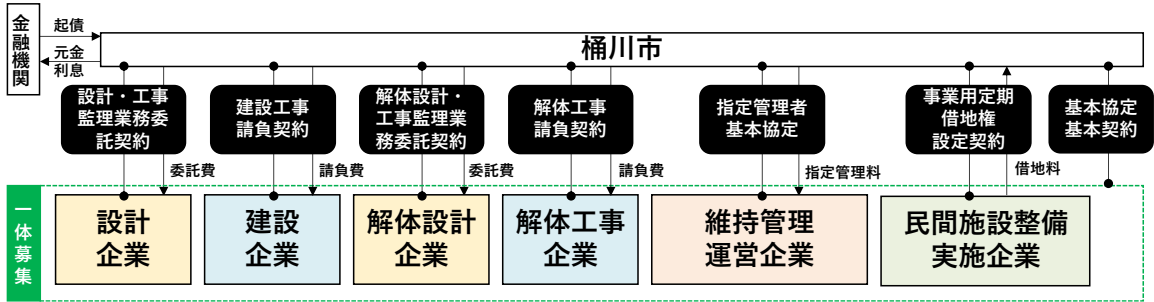
2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 担当窓口

桶川市 秘書企画部 企画調整課 企画・統計係
〒 363-8501 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
電話：048-788-4903
メールアドレス：kikaku@city.okegawa.lg.jp

別紙－１ 本事業の事業スキーム



※基本協定：優先交渉権者として決定後に、「設計・工事監理業務委託契約」、「建設工事請負契約」、「解体設計・工事監理業務委託契約」、「解体工事請負契約」、「指定管理者基本協定」、「定期借地権設定契約」の各契約締結に向けた努力義務等について規定する。

※基本契約：本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項として、各契約書で使用される用語の定義、役割分担、契約締結の時期等について規定する。

別紙ー２ リスク分担案

○：リスク負担者

△：一部リスク負担者

リ ス ク			リスク分担	
発生 区分	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
共通	公募資料リスク	事業者公募資料の誤り又は変更によるもの	○	
	内容変更リスク	要求水準の変更によるもの	○	
	法令等の新設・変更リスク	本事業にのみ影響を及ぼす法令（税制含む）の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令（税制含む）の新設・変更によるもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	法令手続き遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による許認可の遅延に関するもの		○
	本事業の中止・延期に関するリスク	市の責めに帰すべき事由によるもの（市の債務不履行、議会の不承認によるもの等）	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの（事業者の事業放棄、破たんによるもの等）		○
		国及び県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△※1
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、水質汚染、臭気、電波障害、有害物質の排出等）に関する対応		○
	近隣対応リスク	本事業実施に関するもの （本施設整備に対する住民反対運動等に関するもの）	○	
		事業者が行う業務に起因するもの		○
	契約締結リスク	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延に関するもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延に関するもの		○
	民間施設リスク	民間施設（設計、建設、維持管理、運営等）に関するもの		○
	資金調達リスク	市の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は交付金交付の遅延に伴う本事業の中止・遅延の発生に関するもの	○	
		民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は交付金交付の遅延に伴う本事業の中止・遅延の発生に関するもの		○
設計 段階	用地リスク	市が事前に把握し、事業者情報公開しているものに関するもの		○
		上記以外の予見できないもの	○	
	設計変更リスク	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断による設計変更や提案内容の不備によるもの		○
		国や県との調整による設計変更等	○	

リ ス ク			リスク分担	
発生 区分	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
	遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による設計業務の長期化、開館時期の遅延に関するもの（市の責めによる交付金に関する遅延、建設工事費や建設工事請負契約に関する議会の不承認等）	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による設計業務の長期化、開館時期の遅延に関するもの（予定工事費（物価変動は考慮）に収めるための調整、民間事業者の責めによる交付金に関する遅延や設計変更等によるもの）		○
建設 段階	工事着工遅延リスク	建設工事着工の遅延に関するもの （市の責めによる交付金に関する遅延、建設工事費や建設工事請負契約に関する議会の不承認、市の指示や提示条件の不備、変更によるもの）	○	
		建設工事着工の遅延に関するもの （予定工事費（物価変動は考慮）に収めるための調整、民間事業者の責めによる交付金に関する遅延や設計変更等によるもの）		○
	工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	工事費増大リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害		○
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害		○
	工事監理・施工監理リスク	工事監理及び施工監理に関するもの		○
維持 管理・ 運営 段階	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	維持管理費上昇リスク	市の責めに帰すべき事由による維持管理費・修繕費の増大	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による維持管理費・修繕費の増大		○
	大規模修繕リスク	大規模な修繕及び更新にかかる費用負担	○	
	公共施設の損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による施設の劣化及び事故・災害等による施設の損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施設の劣化及び事故・災害等による施設の損傷		○
	民間施設の損傷リスク	市の過失等による施設損傷	○	
		民間事業者の過失等による施設損傷		○
		利用者の過失等による施設損傷		○

発生 区分	リ ス ク		リスク分担	
	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
	什器備品等の損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による什器備品等の損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による什器備品等の損傷		○
	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による維持管理・運営における第三者への損害（騒音、悪臭、公害、交通渋滞等）	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による維持管理・運営における第三者への損害（騒音、悪臭、公害、交通渋滞等）		○
	セキュリティリスク	施設のセキュリティに関するもの	△※3	○
	物価変動リスク	維持管理・運営期間中の物価変動（インフレ・デフレ）	○	△※2
	運営費上昇リスク	市の要請による事業内容の変更等に起因する運営費の増加	○	
		事業者の判断による事業内容の変更等に伴う費用負担		○
		想定を超える利用者の増加による人件費等の増加		○
	施設休館等に伴うリスク	新たに発生した感染症等による施設の休館、管理運営の中断や対策等による指定管理料の減少リスクなど	協議事項	

※1：原則として市の負担とするが、一定の金額までは事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要項等において提示する。

※2：物価変動等により一定程度を超える割合で上下した場合、調整する。詳細な調整方法については、募集要項等において提示する。

※3：原則として事業者の負担とするが、市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、市の負担とする。